

**東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属 教養教育高度化機構  
非常勤講師 公募要項**

1.	職名及び人数	非常勤講師 1名
2.	採用予定日	2023年4月1日
3.	契約期間	2023年4月1日～2023年9月30日
4.	更新の有無	無（ただし、契約期間満了後は次年度の授業計画に基づき再度契約を締結する場合があります。その場合でも授業を担当できるのは2025年度までを限度とする。）
5.	勤務地	東京都目黒区駒場3-8-1 駒場キャンパス
6.	所属	大学院総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構 D&I 部門
7.	業務内容	教養学部・前期課程（1・2年生）に新設するD&I科目「性の政治Ⅰ」（クィア理論）の授業。一コマあたり105分の時間割の枠内で、原則として1回90分の授業を、週1コマ行なう。ただし、今後の状況次第では、授業時間が105分となる可能性もある。その場合も、給与に変更はない。
8.	就業日	東京大学の定めるところによる。
9.	就業時間	東京大学の定めるところによる。
10.	休日・休暇	日曜日、土曜日、国民の祝日の他、東京大学が定めるところによる。ただし、国民の祝日が授業日になることがあり、その場合はあらかじめ当該週の勤務しない日と振り替える。
11.	給与	東京大学の定めるところによる。時給6,000円または4,000円（経歴などにより決定）。90分または105分の授業1回あたり2時間と計算し授業回数に応じて支給。
12.	諸手当	交通費支給（旅費規程及び旅費支給要領の定めるところに準じ支給する。ただし遠隔地からの場合は支給しない。）
13.	社会保険等	なし
14.	応募資格	1) ジェンダー、セクシュアリティに関する研究で博士号あるいはPh.D.を取得しており、クィア理論を教授できる研究実績があること。 あるいはそれと同等の顕著な研究歴を有すること。専門分野は問わない。 2) 上記の領域において教育経験があることが望ましい。 3) 日本語による教育及び業務遂行が可能であること。 4) 本科目は「D&I科目」のひとつであるため、D&Iの理念を理解していること。
15.	提出書類	以下の書類をひとつのPDFファイルにまとめてください。 1) 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし作成すること。） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> 2) 研究業績一覧（形式自由）1通。 3) 「性の政治Ⅰ」（クィア理論）のシラバス案（日本語で13回分、形

		式自由)
16.	応募締切	2022年12月9日(金曜日)(必着) 書類選考の上、合格者に対し面接(オンライン)を実施。
17.	書類送付先及び問い合わせ先	上記書類の電子ファイルを以下のURLにアップロードすること。 <a href="https://davn01.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/DA4UwAQIjAqAWG4Bb8KEzwmK04U2MKa0VqiIDhKVAv-V">https://davn01.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/DA4UwAQIjAqAWG4Bb8KEzwmK04U2MKa0VqiIDhKVAv-V</a> ※3~4日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。 問い合わせ先 〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属 教養教育高度化機構 担当：福永玄弥 e-mail: genya0106[at mark]g.ecc.u-tokyo.ac.jp
18.	特記事項	本学教養学部の時間割 (105分の場合)： (90分の場合) 1限は、8:30-10:15 1限は、8:30-10:00 2限は、10:25-12:10 2限は、10:25-11:55 3限は、13:00-14:45 3限は、13:15-14:45 4限は、14:55-16:40 4限は、15:10-16:40 5限は、16:50-18:35 5限は、17:05-18:35 6限は、19:00-20:30 6限は、18:45-20:30
19.	募集者名称	国立大学法人東京大学
20.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙(屋外に指定喫煙場所あり)
21.	その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。